

日 時：令和5年8月30日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第252回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について、資料1-1に基づいて御説明いたします。

初めに「1. 再検討の背景」についてでございます。

番号法第27条第2項において「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされております。令和6年4月で、前回、令和3年4月に行いました再検討による変更から3年が経過することから、指針の再検討を行うこととしております。

項目2として「2. 主な論点（案）」をお示ししております。

昨今、マイナンバーの利用場面の拡大に伴い、個人情報保護の必要性が一層高まっているところでございます。また、マイナンバーやマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る事案が発生しております。こうしたことを背景としつつ、リスク対策の強化の観点も踏まえながら、より効果的、効率的な特定個人情報保護評価の実施に向けて、技術の進歩、国際的動向などを勘案しまして、例えば、次に記載の事項について、指針その他の規程又は運用の見直し、それに伴うシステム改修を検討してはどうかと考えております。

具体的な論点案については、全体として、（1）のリスク対策の強化の観点と、（2）の評価実施機関等の事務負担軽減の観点の大きく二つの観点に分けまして、それぞれの検討事項を記載しております。

まず、リスク対策の強化の観点としては五つございまして、基礎項目評価の実効性の強化、手作業を介在させる際のリスク対策、事前対応・事後対応の連携を踏まえた「重大事故」の定義の検討、マイナンバーガイドラインと評価書様式の連携、事後評価の速やかな

実施に向けた検討の五つを論点として挙げております。

また、評価実施機関等の事務負担軽減の観点としては、システム改修による作業負担の軽減、パブリックコメントの方法の柔軟化の二つを挙げさせていただいております。

最後に「3. 再検討のスケジュール（案）」の御説明でございます。

令和5年8月と記載しておりますのが、今回の委員会を指しております。今後、更に検討事項の内容を精査いたしまして、12月頃パブリックコメントを実施したいと考えております。

パブリックコメントで頂いた御意見を踏まえまして、令和6年2月頃指針の改正内容を公表し、システム改修を伴わない指針の改正事項について令和6年4月頃から、システム改修を伴う指針の改正事項について令和7年4月頃から、施行してまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

昨今のマイナンバーの利用場面の拡大やマイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスに係る事案の発生を踏まえると、個人のプライバシー等に与える影響やリスクを予測・評価して、あらかじめ、そのリスクを低減する措置を講ずることを目的としている特定個人情報保護評価の重要性は、より一層高まると考えております。資料にも記載がありますがけれども、再検討に当たっては、技術の進歩、国際的な動向に加えて、最近3年間に生じた事案を幅広く分析して、リスク対策の強化について検討していただきたいと考えております。また、評価の水準を維持しながら、ICT技術を活用し、評価主体の事務負担の軽減についても併せて留意していただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事内容の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案』に関する意見募集の結果等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題2について御説明させていただきます。

本件は、第248回委員会でお諮りいたしました規則の改正案につきまして、パブリックコメントの結果等を御報告するものでございます。

規則案につきましては、資料2-2としてお配りさせていただいておりまして、パブリックコメントを踏まえた規則案の修正は行っておりません。

それでは、まずは資料2-1を御覧ください。

こちらは、パブリックコメントの結果について示したもので、結果公示の資料として使用する予定です。今回、7月12日から8月16日までの約1か月間意見募集を行いまして、14件の御意見を頂きました。そのうち8件は改正案とは関係がないと考えられる御意見でした。

それでは、具体的に頂いた御意見と、それに対する考え方につきまして御説明させていただきます。別紙を御覧ください。

まず1番の御意見についてです。

趣旨又は目的とおおむね同一なだけでは番号法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じておらず、番号法の委任の範囲を超えているという御意見がございました。

この御意見に対する考え方として、まずは今回の改正の契機、現行の解釈や要件について御説明した上で、今回要望のありました秋田市等の結婚新生活支援事業のように、法定事務と独自利用事務の対象者が一致しない場合、情報連携は認められないことや、デジタル化による国民の利便性向上等の観点も踏まえ、当該規定の「趣旨又は目的と同一であること」を「趣旨又は目的がおおむね同一であること」に改正することとした旨を御説明しております。

最後の「もっとも、」以降の一文では、番号法の委任との関係について、今回の規則改正は、独自利用事務の対象者が、法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合には、番号法の「第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの」との要件を満たすことを明確化するものであり、法の委任の範囲内と考えている旨を御説明しております。

次に、2番の御意見を御覧ください。

規則の改正によって、具体的な要件がどのように変わるのかについて御質問があったほか、地方公共団体に対する説明についての御意見がございました。

規則の内容については、手引において具体的な要件を示しており、今回の規則改正に合わせて手引も改正し、この内容について、地方公共団体へ周知することとしておりまして、

御意見に対する考え方にもその旨を記載しております。

手引の改正の内容については、この後、資料2-3、資料2-4を使用して御説明いたします。

3番から6番の御意見につきましては、1番と同様に番号法の委任の範囲等に関する御意見でしたので、1番と同様の考え方を示しております。

パブリックコメントの結果についての御説明は以上となります。

次に、今回の規則改正に伴う手引の改正案について、資料2-3、資料2-4を使用して御説明させていただきます。

資料2-3では、規則改正に伴う手引の改正の概要について御説明しております、資料2-4として、手引の改正案をお示ししておりますので、こちらも併せて御参照ください。

それでは、資料2-3の「2. 改正内容」を御覧ください。

現行では、規則第2条第1項第1号において、情報連携が可能な独自利用事務として満たすべき要件の一つとして、当該事務の趣旨又は目的について「法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること」が規定されており、手引において、両事務の対象者が原則として一致すること等の基準を示しております。

この要件につきまして、規則を「趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正することを踏まえ、手引において、「独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合」も当該要件を満たす旨を追記することとしております。

また、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として、これまで39事例を公表してきたところ、今回の改正を踏まえ、結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務を事例として追加することとしております。この手引の改正につきましては、改正後の規則の施行に合わせて公表する予定としております。

御決定いただきましたら、本規則改正案及び手引改正案につきまして、意見募集の結果の公示及び官報掲載等の手続を行い、公布、施行、公表させていただきたいと存じます。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日、準備が整い次第、委員会のホームページで公表するよう手続を進めてまいります。

御説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 今回の規則改正は、地方分権改革に関する提案の中で、秋田市等の事業について情報連携できるよう要望があったことも踏まえたものですが、改正により、独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的と密接に関連していることが客観的に見て明らか

である場合、情報連携が可能となり、事務の申請者が所得証明書等の添付書類の提出を省略できるほか、地方公共団体においてもより多くの事務が効率化されることが期待できます。今回新たに情報連携が可能となる事務について、実際に情報連携を利用していただくためには、地方公共団体に今回の改正を認識・理解していただくことが重要です。事務局においては、今後様々な機会を通じて、改正内容についてわかりやすく地方公共団体に周知をお願いいたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議案の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは本日の会議はこれで閉会といたします。